

近代化研究会より

協)金沢問屋センター近代化研究会は4月21日(月)に昭和61年度定時総会を行った。今年度の幹事及び委員会編成・委員会方針は下記のとおり。

幹事名簿

代表幹事	(株)堀川商店	社長	堀川 善昭
副代表幹事	矢部物産(株)	"	矢部 嶺男
"	(株)有 萃	"	田村 憲司
"	伊藤洋品(株)	"	伊藤 淳蔵
幹 事	尚和印刷(株)	"	松村 克雄
"	(株)丸治服飾	"	藤野 治
"	カト一産業(株)	"	加藤 肇夫
"	北陸ダイヤ(株)	専務	原 功
"	富木医療器(株)	室長	富木 誠一
"	荒木商事(株)	専務	荒木 徹
監 事	理光商事(株)	社長	田川 孝三
"	(株)寿 商 会	"	若林 智雄

委員会編成

◎委員長 ○副委員長

■コミュニケーション委員会：スポーツを楽しむことから得られるもの、それは「健康」と「友情」である。

◎矢部物産(株)	社長	矢部 嶺男
○(株)丸治服飾	"	藤野 治
○カト一産業(株)	"	加藤 肇夫
新電子(株)	所長	高野 弘
(株)大沢商店	専務	大沢 忠之
越井商事(株)	"	越井 清一
弘進ゴム(株)	社長	今井 仁
明 希(株)	常務	石黒 裕明
(株)タ マ イ	取締役	玉井 利明
森 佐(株)	専務	森 昭夫

■セミナー委員会：「和」月1回の例会を通じてお互いを知り合い、出席率を高めよう。

◎(株)有 萃	社長	田村 憲司
○尚和印刷(株)	"	松村 克雄
○北陸ダイヤ(株)	専務	原 功
(株)湯浅惣兵衛本店	社長	湯浅 泰夫
(株)室 七	"	室 七蔵
久江田(株)	専務	久江田義久
石川立山	"	堀井 廣治
サッシ販売(株)	"	竹村 信一
タケムラ(株)	"	

共栄電機(株)	課長	鎌倉 宏二
玉田商事(株)	常務	越田 文夫

■ビジョン委員会：常に将来を見つめ勉強し続けよう。

◎伊藤洋品(株)	社長	伊藤 淳蔵
○富木医療器(株)	室長	富木 誠一
○荒木商事(株)	専務	荒木 徹
(株)丸一商店	社長	黒梅 吉英
島田商事(株)	"	島田 良造
塔 島(株)	専務	塔島 彦夫
斉田ベビー(株)	社長	斉田 泰吉
北陸通信工業(株)	部長	辰川 伸一
(株)永井商店	専務	永井外志明
(株)三玉商店	社長	岡田 一良

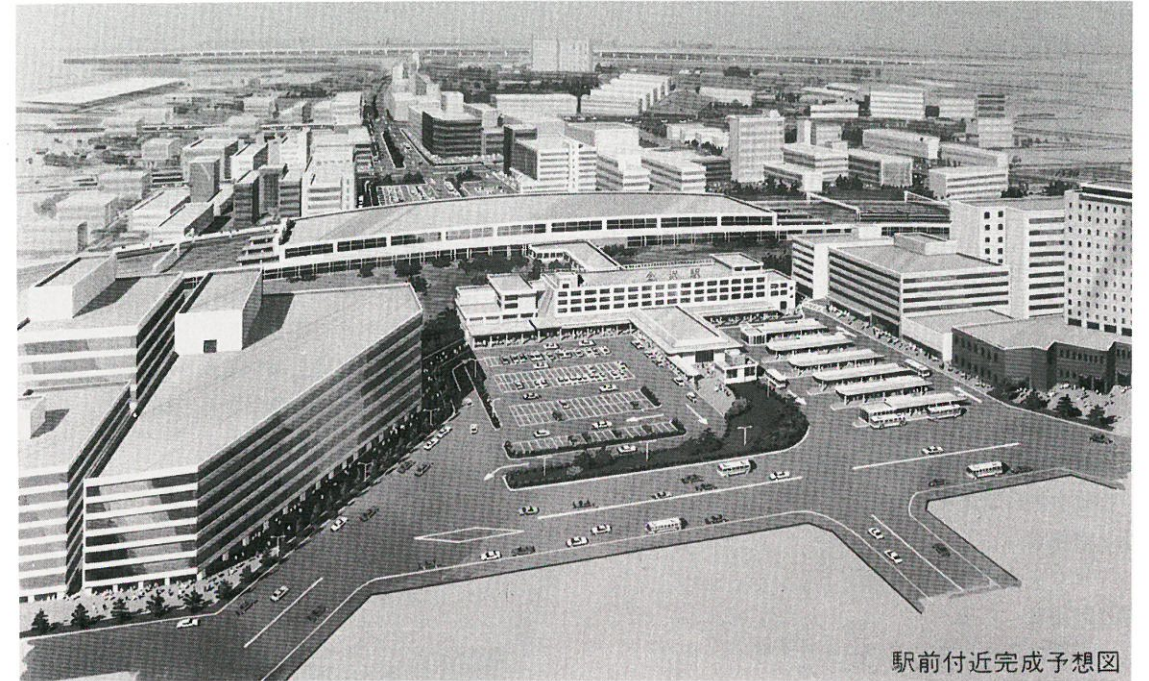
協同組合 金沢問屋センター 昭和61年度 福利厚生事業計画

- 第19回商社対抗野球大会
日時 5月12日(月)～8月下旬 午前6時開始
場所 (協)金沢問屋センター球場
- 第12回商社対抗ソフトボール大会
日時 8月31日(日) 午前6時開始
雨天時 9月7日
場所 (協)金沢問屋センター球場
- 第14回社員園遊会
日時 10月4日(土) 午前11時～午後5時
場所 金沢流通会館の周辺道路を歩行者天国にして
- 第5回商社対抗ボウリング大会
日時 2月上旬 午後6時開始
場所 百万石グランドボウル
- 健康診断
日時 8月19日(火)～21日(木) 午前9時～午後4時
場所 金沢流通会館 2階小ホール
- 成人病予防検査
日時 8月25日(月)～29日(金)と2月下旬の2回実施
午前8時30分～正午
場所 金沢流通会館 2階小ホール
- 茶道教室
毎週水曜日 金沢流通会館 4階和室 裏千家
- 華道教室
毎週金曜日 金沢流通会館 4階和室 草月流
- 書道教室
毎週火曜日 金沢流通会館 4階和室
- きもの着付け教室
毎週月曜日 9月より新たに生徒を募集します。

問屋センターニュース

1986. 6. No.35

協同組合 金沢問屋センター 金沢市問屋町2丁目01番地 ☎37-8585 ●発行者/小川甚次郎



駅前付近完成予想図
石川県金沢駅鉄道高架事務所提供

問屋業の情報武装について

企画委員長 富木 昭光

戦後の物不足時代から大量生産になるに及んで、アメリカ流スーパーマーケットの登場による大量販売時代の到来は問屋無用論にまで発展しましたが、これを第一次流通革命と呼ぶならば、高度情報化社会の到来は第二次流通革命の始まりといえます。

第一次の流通革命は「物」が流通の主体であり、これを如何に効率化するかの競争でありました。これに対し、第二次流通革命は「情報」の流通が主役になり、情報の収集、加工、流通、活用を如何に上手に行い勝利を得て生き残るかにあります。「物」にかわって「情報」が重要な資源となり、情報そのものが価値を生み出し、情報を先取り制した者が流通業界を制覇することになると考えられます。

卸売業においても、取引先小売店がその時に必要とする商品や、それに伴う諸々の情報を瞬時に提供出来る情報武装をして対応せねばならなくなって来ました。

それ故、金沢問屋センター企画委員会としましては、この時代の推移に如何に対処するかを検討し、それなりの結論を導き出したいと思っております。

第一段階としましては、まず事務の合理化・省力化のためのパソコン導入、第二段階は経営の効率化、第三段階はコンピューターの戦略的利用で取引先とのネットワーク化ではないかと思っております。導入に当っては前準備を十分にすべきであり、今から心掛けておかなければ時代から取残され、企業格差が生じていくのではないかと考えます。

金沢問屋センターとしては活路開拓事業の一環として情報武装化を取り上げ、各業種によって異なる問題の中でどの様に情報ネットワークの中に組入れていけるかという問題を討議して、組合員の方々に何らかの方向づけを示すことが本年度のテーマとして取上げられているゆえんでもあります。生き残るためにも一緒に考え、出来ることから実行してゆければと念じております。

第23回 通常総会 開催

当組合の第23回通常総会は去る5月22日(木)午後2時より金沢流通会館大ホールパルスで開催され、全議案が原案通り承認された。

1. 開催期日 昭和61年5月22日
2. 開催場所 金沢流通会館
3. 組合員総数 150人
4. 本人出席 74人
5. 委任状出席 42人
6. 議長 小川三郎
7. 議案審議の状況

司会者より出席定数が過半数を超えているので、本通常総会は成立する旨報告後、議案の審議に入った。

第1号議案

昭和60年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、財産目録の承認及び監査報告の件

第2号議案

剰余金処理(案)承認の件

第3号議案

昭和61年度事業計画(案)承認の件

第4号議案

昭和61年度収支予算(案)並びに賦課金徴収方法承認の件

第5号議案

昭和61年度組合借入金の最高限度額及び1組合員に対する貸出限度額承認の件

第6号議案

組合員脱退承認の件

第7号議案

監事改選の件 玉田善仁(留任)、多田成喜(留任)、松村克雄(新任)

第8号議案

役員報酬の件

以上を上提し、全て全員異議なく承認した。議長は議案を終了した旨を告げ、午後2時50分閉会した。

来賓出席者

中西石川県知事

杉本石川県商工労働部次長

隅田金沢市経済部長

山内金沢市商工観光課長

越島金沢商工会議所専務理事

角 商工中金金沢支店長

金栄北國銀行問屋町支店長

椎名北陸銀行金沢問屋町支店長

佐藤三菱銀行金沢支店業務課長

笠置金沢信用金庫問屋町支店長



納貯と法人会より

長年にわたり問屋町納税貯蓄組合長および、(社)金沢法人会問屋センター部会長を勤めていただいた若林保四氏が退任されました。長い間ごろうさまでした。尚、新任の方は下記の通りです。

問屋町納税貯蓄組合

組合長 八田隆年(丸与商事(株))

(社)金沢法人会問屋センター部会

部会長 小川三郎(小川商事(株))

問屋町町会からのお知らせ

今年度の班長商社は下記の通りです。

- | | |
|---------------|----------------|
| 第1班 サンデン販売(株) | 第7班 (株)樫村金沢支店 |
| 第2班 (株)星光堂 | 第8班 八木産業(株) |
| 第3班 (株)たなかや | 第9班 (株)湯浅惣兵衛本店 |
| 第4班 (株)大沢商店 | 第10班 (有)ノワキ |
| 第5班 石 織 (株) | 第11班 東洋精器工業(株) |
| 第6班 ナカダ(株) | 第12班 カトー産業(株) |

◆新入社員歓迎式◆

4月2日午前10時より金沢流通会館1階大ホールパルスにおいて、昭和61年度新入社員歓迎式が行われ、32社161名(男子64名、女子97名)が出席した。

小川理事長の挨拶に続き、来賓の金沢公共職業安定所長下中庄一氏、石川婦人少年室長北島智恵子氏石川県立津幡高等学校長野々市利男氏より祝辞を賜わった。先輩代表として小川(株)大谷哲夫さんより歓迎の辞があり、これに対して新入社員代表の明希(株)旭洋史さんが「今日から私たちは与えられる職務にこの健康体と若さの活力を投げ込んで精励いたします」と力強く述べ閉式した。

式後、来教寺住職の河合智證氏が「いきる」と題して約一時間にわたり講演を行った。



◆新入社員電話教室◆

新入社員電話教室は4月3、4、5日の3日間に25社130名が参加して行われた。

N T T金沢市外電話局より講師を迎え、スライド映写の後ビジネス電話の応対・マナーについて具体的な事例を参考にして、実際に受話器をとりながら2時間あまりにわたって指導を受けた。



◆新入社員研修会◆

4月10、11、12日の3日間、根上町立青年の家で24社105名(男子46名、女子59名)の新入社員が(財)修養団の坂本大生、久世郁夫の両講師に指導を仰いだ。講話や正座の他8~10名の村(組)に分かれ話し合い学習、童心行などを行った。

ある村の話し合い学習の成果は下記のとおり。

新入社員の実行と心構え

1. 失敗をかくさない
2. 遠くに目標を持つ
3. 喜びを与える
4. がむしゃらに仕事をやろう
5. 活発な動きで仕事の能率を上げよう
6. いやなことでも顔にあらわさないようにしよう
7. 繊細な頭脳を持って対処せよ
8. 人に感動と喜びを与えよう
9. 物の使用の目的をまちがえない
10. 失敗をいつまでもくよくよと気にしないようにしよう
11. お客様とのトラブルをなくそう
12. 社員であることを自覚しよう
13. 血の出る思いでガンバろう
14. こまめにがんばろう
15. 時には遊びも肝心
16. すなおな心をいつまでももとう
17. いつでもすぐ行動をおこせる体勢をつくろう
18. 何事も最後までやり通す心意気をもつ
19. 笑顔をもって人に接する
20. 良い姿勢で物事をする
21. 気をひきしめて仕事をする
22. ぼけ一っとしないようにしよう
23. 田舎に助けを求めようになるな
24. お客様にはいろんな客層があるからすべてに順応しよう
25. 素直な心を忘れない
26. 人の身になって考える
27. キラリと光る人間になろう



◀▶▶▶ 男女雇用機会均等法の概要 ▶▶▶▶

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）が4月1日から施行されました。この法律のあらましは下記の通りです。

男女雇用機会均等法	施行規則（又は指針）
<p>1. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための措置</p> <p>(1) 事業主の講ずべき措置</p> <p>イ 募集、採用 男女均等な機会を与える努力義務（具体的な努力目標は、指針で定める。）</p> <p>ロ 配置 男女均等な取扱いをする努力義務（具体的な努力目標は、指針で定める。）</p> <p>ハ 昇進 男女均等な取扱いをする努力義務（具体的な努力目標は、指針で定める。）</p> <p>ニ 教育訓練 労働省令で定める基礎的な教育訓練について男女差別的取扱いの禁止（罰則なし）</p> <p>ホ 福利厚生 住宅資金の貸付けその他労働省令で定める福利厚生の措置について男女差別的取扱いの禁止（罰則なし）</p> <p>ヘ 定年、退職、解雇 男女差別的取扱いの禁止（罰則なし）</p> <p>(2) 実効担保の措置</p> <p>イ 企業内における労使による自主的解決</p> <p>ロ 都道府県婦人少年室長による紛争解決の援助</p> <p>ハ 各都道府県婦人少年室に設置する機会均等調停委員会による調停</p> <p>ニ 労働大臣又は都道府県婦人少年室長の報告の徴収、助言、指導又は勧告</p> <p>2. 女子労働者の就業に関する援助の措置等</p> <p>(1) 再雇用特別措置 事業主による再雇用特別措置の実施（努力義務規定）及びその普及のための国の援助</p> <p>(2) 育児休業 現行の事業主による制度実施の努力義務に加え、普及のための国の援助</p>	<p>《指針》</p> <p>(改善の努力が求められる事項)</p> <p>① 募集・採用の対象からの女子の排除（男子のみの募集・採用等）</p> <p>② 女子に不利な募集・採用条件の設定（女子のみ自宅通勤を条件とすること等）</p> <p>(改善の努力が求められる事項)</p> <p>① 一定の職務への配置の対象からの女子の排除（営業職への配置を男子のみとすること等）</p> <p>② 女子労働者についてのみの不利益配転（女子のみに婚姻を理由とした遠隔地への配転を行うこと等）</p> <p>(改善の努力が求められる事項)</p> <p>① 昇進の対象からの女子の排除（女子に昇進の機会を与えないこと等）</p> <p>② 女子に不利な昇進のための条件の設定（昇進に要する勤続年数を男子より長くすること等）</p> <p>③ 昇進試験における女子に不利な取扱い（女子に昇進試験の受験資格を与えないこと等）</p> <p>(指針の例外)</p> <p>① 業務の性質によるもの（俳優、警備員、神父等）</p> <p>② 労働基準法上の規制によるもの</p> <p>③ その他特別の事情によるもの</p> <p>(差別的取扱いが禁止される教育訓練)</p> <p>① 新入社員に対する職業に必要な基礎的な教育訓練</p> <p>② 役職者に対する役職者として必要な教育訓練</p> <p>③ その他対象者に要件を設けて行う教育訓練で業務の遂行に直接必要なもの</p> <p>(差別的取扱いが禁止される福利厚生の措置)</p> <p>① 各種資金の貸付け</p> <p>② 各種金銭の給付</p> <p>③ 住宅の貸与（独身寮を除く。）</p> <p>(援助の対象の範囲)</p> <p>禁止規定に係る措置及び努力義務規定に係る措置（指針に掲げられたものに限る。）に関する紛争（調停手続き等につき細則を規定）</p> <p>(権限の委任)</p> <p>全国的に重要な事案は労働大臣、その他は事業場の所在地を管轄する都道府県婦人少年室長</p>

なお、この法律の制定に伴い労働基準法の一部改定と女子労働基準規則の制定がなされました。

間屋町交通安全対策協議会 第18回 通常総会

間屋町交通安全対策協議会は6月11日(水)午後1時30分より金沢流通会館4階研修室において、第18回通常総会を開催した。

当日は金沢東警察署々長馬淵松男氏、同交通課長松本正氏、間屋町派出所北野慶嗣巡査部長を来賓に迎え、優良運転者の表彰に引き続き議案審議が行われ、全て承認された。

前年度より団地内の事故件数がやや増加したため、会員諸氏も事故絶滅の決意を新たに誓った。



■優良運転者表彰名簿

10年以上	南保 弘	(株) マツモト
"	山下 幸夫	北陸通信工業(株)
5年以上	高松 利明	石 織 (株)
"	徳野外喜夫	山 和 (株)
"	中村松三郎	丸 与 商事 (株)
"	東 修二	(株) マルシン
"	姫崎 匡則	北陸通信工業(株)
"	森 武支	北陸通信工業(株)

間屋団地内の事故件数及び従業員の関係する事故件数

年度	事故種別	発生件数	従業員の関係する加害者数	従業員の関係する被害者数
57年	人身事故	9	4	3
	物損事故	12	1	3
	合 計	21	5	6
58年	人身事故	9	1	1
	物損事故	24	7	8
	合 計	33	8	9
59年	人身事故	8	0	2
	物損事故	27	7	5
	合 計	35	7	7
60年	人身事故	7	0	6
	物損事故	35	6	8
	合 計	42	6	14

事故発生形態別表

年度	形態	人 身				物 損			
		出会頭	側面	その他	計	出会頭	側面	その他	計
57年		5	0	4	9	10	0	2	12
58年		4	3	2	9	7	9	8	24
59年		1	1	6	8	12	4	11	27
60年		3	2	2	7	15	7	13	35

事故多発場所

年度	場 所
57年	東口交差点 石川トヨペット(株)前 石川米油(株)前
58年	東口交差点 石川トヨペット(株)前
59年	東口交差点 石川トヨペット(株)前
60年	石川トヨペット(株)前 石川日産自動車販売(株)横交差点付近

グリーンカレンダー回収状況

内容	年度	57年	58年	59年	60年
		記入良	59	34	52
記入不良		43	81	49	55
未回収		42	35	47	34
内 交通違反		93	145	58	67
物損事故		101	144	105	110
人身事故		11	22	9	14
無事故無違反		16	17	29	50